

事務連絡
令和5年3月20日

都道府県高等学校体育連盟
会長 各位

(公財)全国高等学校体育連盟競技専門部
部長 各位

(公財)全国高等学校体育連盟

令和5年度の新型コロナウイルス感染症に係る外国人留学生の大会参加の対応について

外国人留学生のインターハイ参加については、全国高等学校総合体育大会便覧の資料3-(2)「外国人留学生の全国高校総体参加について」により、例年ご対応いただいているところです。新型コロナウイルス感染症の影響により、令和5年4月入学予定の外国人留学生が出身国からの出国や日本への入国が遅れることが想定されます。

つきましては、令和4年度に引き続き令和5年度につきましても特例として、便覧の資料3-(2)の補則(3)大会参加資格の確認方法について以下のとおりご対応をお願いいたします。

<令和5年度の特例対応>

新型コロナウイルス感染症による影響等を理由として、留学生本人の入国が遅れる場合又は、申請時添付書類の入手が遅れる場合に限り、以下の①～⑥までの手続きが完了して出場が認められた時点から大会への出場を認める。ただし、メンバー変更についての規定がある場合は、その規定により出場が認められる時点までに以下の①～⑥までの手続きが完了した場合に大会への出場が認められる。

- ① 留学生受け入れ校は、申請時添付書類のうち、「在留資格認定証明書の写」・「パスポートの写」・「就学ビザの写」については、可能な限りメール送付等により事前入手する。
- ② 留学生受け入れ校は、「入学許可証の写」及び事前送付で入手した書類の写により仮の登録及び出場申請（様式1-①、但し登録更新者については様式1-②）を都道府県高体連専門部長に提出したうえで、大会参加申込みを行う。
- ③ 都道府県高体連専門部長は、書類を精査後、様式2により都道府県高体連事務局に提出する。
- ④ 留学生受け入れ校は、入国後の発行となる「在留カード」を含め、不足していた申請時添付書類が揃い次第、都道府県高体連専門部長に提出する。
- ⑤ 都道府県高体連専門部長は、書類を精査後、不足していた書類を都道府県高体連事務局に提出する。
- ⑥ 都道府県高体連事務局は、提出書類を確認して出場を認める。

便覧 資料 3-(2)「外国人留学生の全国高校総体参加について」の補則

(3) 大会参加資格の確認方法

- ① 大会主催者は参加資格（生年月日）と修学意志の確認のため出身国ならびに入国管理局の認証する在留資格（いずれもコピー可）の提出を求めることができる。
- ② 当該都道府県高等学校体育連盟は参加資格の確認のため、毎年、在留資格書ならびに在籍校長の証明する単位履修・修得書の提出を求めることができる。
- ③ 外国人留学生選手登録および大会参加申請書に添付する書類について

(ア) 「4月入学の外国人留学生」の概念等

4月当初に行われる入学式において、当該校長から入学を許可され、他の日本人高校生とともに、在籍校において卒業を目的として3年間継続して修学する生徒を指して、4月入学の外国人留学生という。

(イ) 申請時添付書類

- ・入学許可証 写（登録更新時は、学年修了証または単位修得証明書 写）
- ・在留資格認定証明書 写

（在留資格認定証明書は、日本に入国時パスポートに押印後に回収される書類のため、日本入国前に写し（コピー）をとる必要がある）

- ・パスポート 写
- ・就学ビザ 写
- ・在留カード写

(ウ) 夏季・冬季インターハイ出場を目指す外国人留学生の出場申請について

《夏季インターハイ》

基本的には上記4月入学の外国人留学生が対象となる。夏季インターハイ予選（都道府県総体）の出場希望種目申込締切日までに、必要な資料を添えて登録及び出場申請（様式1-①、但し登録更新者については、様式1-②）を行ったうえで、大会参加申込みを行う。

インターハイ都道府県予選（地区・支部予選を含む）の出場希望種目参加申込締切日までに修学していることは、「在留カードの交付日」により確認する。